

# 四半期報告書

(第69期第3四半期)

株式会社 タダノ

香川県高松市新田町甲34番地

(E01613)

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 タダノ

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営上の重要な契約等】 .....	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
第3 【提出会社の状況】 .....	8
1 【株式等の状況】 .....	8
2 【役員の状況】 .....	9
第4 【経理の状況】 .....	10
1 【四半期連結財務諸表】 .....	11
2 【その他】 .....	19
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	20

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年2月13日

【四半期会計期間】 第69期第3四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)

【会社名】 株式会社タダノ

【英訳名】 TADANO LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 多田野 宏 一

【本店の所在の場所】 香川県高松市新田町甲34番地

【電話番号】 高松 (087)839—5555 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 橋本 勝久

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区亀沢2丁目4番12号

【電話番号】 東京 (03)3621—7777 (代表)

【事務連絡者氏名】 営業管理部長 多田野 純

【縦覧に供する場所】 株式会社タダノ東京事務所  
(東京都墨田区亀沢2丁目4番12号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第68期 第3四半期 連結累計期間	第69期 第3四半期 連結累計期間	第68期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高 (百万円)	149,748	128,020	209,426
営業利益 (百万円)	22,517	14,175	31,062
経常利益 (百万円)	22,388	14,221	30,680
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	15,202	10,012	19,621
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	13,407	6,076	15,918
純資産額 (百万円)	132,303	137,540	134,796
総資産額 (百万円)	240,601	231,569	235,400
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	120.03	79.07	154.93
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	54.7	59.2	57.0

回次	第68期 第3四半期 連結会計期間	第69期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	35.35	23.99

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益の改善や設備投資に足踏みがみられるものの、生産および輸出・個人消費は持ち直しの動きがみられ、景気は緩やかな回復基調が続いております。欧州経済は横ばい、米国経済は回復が持続、新興国は総じて減速基調にあります。中国経済減速による影響、原油・資源価格動向、地政学上のリスクに加え、米国の政策や欧州の政治動向もあり、総じて不透明感が強まっております。

私どもの業界は、日本では、建設用クレーンの需要が減少傾向を示しているものの、復旧復興・防災減災・インフラ老朽化対策・民間建設投資等により基調は概ね堅調に推移しております。海外では、欧州が増加したものの、北米・中東は原油価格の影響を受け減少、東南アジアは経済減速の影響を受け減少、全体として需要は減少しました。

日本向け売上高は、建設用クレーン・車両搭載型クレーンが減少、高所作業車が増加し、680億9千3百万円(前年同期比94.6%)となりました。海外向け売上高は、新モデルの投入・新規顧客の開拓に注力したものの、需要減少・円高基調のなか、599億2千6百万円(前年同期比77.1%)となりました。この結果、総売上高は1,280億2千万円(前年同期比85.5%)となりました。なお、海外売上高比率は46.8%となりました。

売上減少や為替影響等により、営業利益は141億7千5百万円(前年同期比63.0%)、経常利益は142億2千1百万円(前年同期比63.5%)となりました。親会社株主に帰属する四半期純利益は、100億1千2百万円(前年同期比65.9%)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

①日本

日本向けは、建設用クレーン・車両搭載型クレーンが減少、高所作業車の売上が増加しました。一方、海外向けが減少し、売上高は955億3千7百万円（前年同期比80.8%）、営業利益は110億9千1百万円（前年同期比54.7%）となりました。

②欧州

建設用クレーン売上は欧州域内が減少・欧州域外が横ばいで、売上高は299億9千8百万円（前年同期比95.3%）、営業利益は10億6千4百万円（前年同期比109.8%）となりました。

③米州

建設用クレーン需要が減少し、新規顧客の開拓など拡販に注力したものの、売上高は195億6千2百万円（前年同期比66.0%）、営業利益は2億7千万円（前年同期比14.1%）となりました。

④その他

建設用クレーン需要が減少し、拡販に注力したものの、売上高は112億2千4百万円（前年同期比85.1%）、営業利益は3億3千1百万円（前年同期比92.8%）となりました。

主要品目別の業績を示すと、次のとおりであります。

①建設用クレーン

日本向け売上は、新排出ガス規制対応機種への生産移行の影響もあり、需要が減少するなか、拡販に注力したものの、281億6千3百万円（前年同期比83.3%）となりました。

海外向け売上は、新モデルの投入・新規顧客の開拓に注力したものの、需要減少・円高基調のなか、505億9千9百万円（前年同期比75.1%）となりました。

この結果、建設用クレーンの売上高は787億6千2百万円（前年同期比77.8%）となりました。

②車両搭載型クレーン

日本向け売上は、需要が減少するなか、拡販に注力し、130億1千9百万円（前年同期比96.4%）となりました。

海外向け売上は、新興国向けの販売に注力し、10億3千6百万円（前年同期比88.5%）となりました。

この結果、車両搭載型クレーンの売上高は140億5千6百万円（前年同期比95.8%）となりました。

③高所作業車

インフラ点検用途のニーズを背景に好調なレンタル業界に加え、電力電工業界の設備投資もあり、高所作業車の売上高は153億9百万円（前年同期比116.6%）となりました。

④その他

部品、修理、中古車等のその他の売上高は198億9千1百万円（前年同期比95.9%）となりました。

(2) 財政状態についての分析

(資産)

総資産は、前連結会計年度末に比べ38億3千1百万円減少の2,315億6千9百万円となりました。主な要因は、たな卸資産の増加112億6千6百万円や土地の増加22億6千8百万円があったものの、現金及び預金の減少51億2千6百万円、受取手形及び売掛金の減少113億1千3百万円や繰延税金資産（流動資産）の減少11億9千5百万円があったことによるものです。

(負債)

負債は、前連結会計年度末に比べ65億7千5百万円減少の940億2千8百万円となりました。主な要因は、未払法人税等の減少50億6百万円やその他（流動負債）の減少17億5千3百万円があったことによるものです。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べ27億4千4百万円増加の1,375億4千万円となりました。主な要因は、為替換算調整勘定の減少49億4千2百万円があったものの、利益剰余金の増加67億1千9百万円があったことによるものです。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

#### ① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の経営方針であります企業価値の最大化に向けて事業活動を推進するに当たっては、当社グループの事業活動に関する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・取引先及び従業員等の全てのステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解があつてこそ、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の最大化に向けた経営を行うことが可能であると考えております。

従つて、これらに関する十分な理解なしに当社の株式の大規模な買付行為等がなされる場合には、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならないものと考えております。

また、大規模な買付行為等の中には、買収目的等からみて、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に対し明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に事実上、株式売却を強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が買付の条件・方法等について検討し、あるいは当社の取締役会が、代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在する可能性があります。

当社は、このような企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならない大規模な買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

#### ② 基本方針の実現に資する取組みの概要

当社グループは、平成26年度（14年度）を初年度とする「中期経営計画（14-16）」において、「強い会社」を中期経営計画の基本方針として、以下の3つの重点テーマ実現のために7つの戦略に取り組んでまいります。

「強い会社」とは、いかなる外部環境にあろうとも、「利益を出す」「人を育てる」を毎期継続することができる会社と考えております。

##### ・ 3つの重点テーマ

「更なるグローバル化」・「耐性アップ」・「競争力強化」

##### ・ 7つの戦略

##### 1) 基幹市場の拡充と戦略市場の拡大

（注：基幹市場＝日本・欧州・北米、戦略市場＝基幹市場以外の市場）

##### 2) No.1商品の提供とラインナップの充実

##### 3) グローバル&フレキシブルものづくりへの取り組み

##### 4) 感動品質、感動サービスの提供

##### 5) ライフサイクル価値の向上

##### 6) 収益力のレベルアップ

##### 7) グループ&グローバル経営基盤の強化

また、コーポレート・ガバナンスにつきましては、経営の透明性・健全性・効率性を確保するための経営の重要課題の一つとして位置付けております。

当社では、執行役員制度を導入し、少数の取締役によって、グループ全体の視点に立った迅速な意思決定を行い、取締役相互の監視と執行役員の業務執行の監督を行っております。

監査役は、重要な会議に出席するとともに、代表取締役社長及び会計監査人と各々定期的に意見交換会を開催しております。



さらに、企業としての社会的責任を果たすため、CSR委員会（委員長：代表取締役社長）を設置し、その課題解決推進組織となる「リスク委員会」「コンプライアンス委員会」「環境委員会」「製品安全委員会」「人財育成委員会」「安全衛生委員会」を通じ、経営の透明性と健全性を継続的に高め、業務リスクの軽減と業務品質向上を図る取組みを行っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組みの概要

当社取締役会は、大量の当社の株式の買付行為等が行われる場合に、不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益に反する買付行為等を抑止する為の枠組み（以下「本対応方針」といいます。）が必要であるとの結論に至りました。

当社株式の大規模買付行為等が行われる場合、大規模買付者に対して、当該大規模買付行為等に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めめるために、当社株式の大規模買付行為等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

そして、(i)大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは(ii)遵守した場合でも、大規模買付行為等が当社に回復し難い損害を与える等、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められると判断される場合には、当社取締役会は、例外的に、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な対抗措置の発動を決議することができるものとします。

大規模買付行為等に対する対抗措置としては、新株予約権無償割当てその他法令又は当社の定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて適切なものを選択するものとします。

④ 上記の各取組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

a. 基本方針の実現に資する取組み(上記②の取組み)について

上記②に記載した諸施策は、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

b. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み(上記③の取組み)について

(a) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、上記③に記載のとおり、大規模買付行為等が行われた際に、当該大規模買付行為等が不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様及び当社取締役会が判断するために必要な情報及びその内容の評価・検討等に必要な期間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値・株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(b) 当該取組みが当社の株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本対応方針は当社株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと考えております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（(i)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(ii)事前開示・株主意思の原則、(iii)必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、本対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

## 2) 株主意思を重視するものであること

本対応方針に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、本対応方針の継続の可否について、平成26年6月25日開催の第66回定時株主総会において株主の皆様にご諮りし、株主の皆様のご承認を得て、平成29年6月開催予定の定時株主総会の終結の時まで3年間有効期間を延長しております。

加えて、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本対応方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で変更又は廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されるものとなっております。

## 3) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針の導入に当たり、大規模買付ルールを遵守して一連の手續が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主の皆様のご利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性、公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するものとしております。

独立委員会は、社外取締役、社外監査役又は社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は取締役、執行役若しくは監査役として経験のある社外者等をいいます。）の中から、当社取締役会が選任する3名以上の委員から構成されます。

実際に大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主の皆様のご利益を著しく損なうものであると明白に認められるか否かを検討し、当該大規模買付行為等に対して対抗措置を発動すべきか否かについて、取締役会に勧告します。当社取締役会は、その勧告を最大限尊重して対抗措置を発動するか否かを決定します。独立委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆様にご公表いたします。

このように、独立性の高い独立委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値・株主の皆様のご利益に資するよう本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

## 4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件を設定していること

本対応方針においては、大規模買付行為等に対する対抗措置は合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

## 5) 外部専門家の意見を取得すること

大規模買付者による大規模買付行為等が行われた場合、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができます。これにより、独立委員会の勧告を最大限尊重してなされる当社取締役会の判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

## 6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会における本対応方針を変更又は廃止する旨の決議により、いつでも変更又は廃止することができるものとされております。従って、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

## (4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は43億3千9百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	129,500,355	129,500,355	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	129,500,355	129,500,355	—	—

(注) 平成28年1月29日開催の取締役会決議により、平成28年4月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年10月1日～ 平成28年12月31日	—	129,500	—	13,021	—	16,913

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成28年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,867,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 126,525,100	1,265,251	—
単元未満株式(注)1	普通株式 107,755	—	1単元(100株)未満の株式(注)2
発行済株式総数	129,500,355	—	—
総株主の議決権	—	1,265,251	—

(注) 1 「単元未満株式」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が200株、当社所有の自己株式84株が含まれております。

2 平成28年1月29日開催の取締役会決議により、平成28年4月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

② 【自己株式等】

平成28年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社タダノ	香川県高松市新田町 甲34番地	2,867,500	—	2,867,500	2.21
計	—	2,867,500	—	2,867,500	2.21

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

# 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	73,618	68,492
受取手形及び売掛金	※2 51,143	※3 39,830
商品及び製品	24,404	32,260
仕掛品	18,118	21,442
原材料及び貯蔵品	10,499	10,585
繰延税金資産	4,217	3,021
その他	3,626	4,102
貸倒引当金	△144	△122
流動資産合計	185,483	179,612
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	11,819	12,053
機械装置及び運搬具（純額）	2,909	2,588
土地	20,176	22,444
リース資産（純額）	534	535
建設仮勘定	1,473	669
その他（純額）	2,067	1,693
有形固定資産合計	38,982	39,984
無形固定資産		
1,187		971
投資その他の資産		
投資有価証券	5,407	6,246
繰延税金資産	2,677	2,230
その他	2,513	3,481
貸倒引当金	△851	△956
投資その他の資産合計	9,747	11,001
固定資産合計	49,917	51,957
資産合計	235,400	231,569

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	35,845	※3 36,111
短期借入金	16,210	16,987
リース債務	233	229
未払法人税等	5,523	516
引当金	1,756	1,500
未払金	5,014	4,824
割賦利益繰延	207	55
その他	5,239	3,485
流動負債合計	70,028	63,712
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	10,023	10,010
リース債務	402	371
繰延税金負債	166	153
再評価に係る繰延税金負債	2,109	2,109
退職給付に係る負債	7,322	7,086
その他	550	584
固定負債合計	30,575	30,315
負債合計	100,603	94,028
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,021	13,021
資本剰余金	16,850	16,855
利益剰余金	105,960	112,680
自己株式	△2,642	△2,637
株主資本合計	133,190	139,919
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	850	1,769
土地再評価差額金	1,228	1,228
為替換算調整勘定	△112	△5,055
退職給付に係る調整累計額	△942	△832
その他の包括利益累計額合計	1,024	△2,889
非支配株主持分	582	510
純資産合計	134,796	137,540
負債純資産合計	235,400	231,569

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
売上高	149,748	128,020
売上原価	104,242	90,751
割賦販売利益繰延前売上総利益	45,505	37,268
割賦販売未実現利益戻入額	113	197
割賦販売未実現利益繰入額	201	46
売上総利益	45,417	37,420
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	3,213	2,635
広告宣伝費	417	382
製品保証引当金繰入額	635	462
貸倒引当金繰入額	26	219
人件費	8,178	7,962
退職給付費用	360	370
旅費及び交通費	804	701
減価償却費	644	663
研究開発費	4,043	4,339
その他	4,574	5,505
販売費及び一般管理費合計	22,899	23,244
営業利益	22,517	14,175
営業外収益		
受取利息	125	106
割賦販売受取利息	3	0
受取配当金	160	140
その他	112	270
営業外収益合計	402	517
営業外費用		
支払利息	337	332
為替差損	114	100
その他	78	37
営業外費用合計	531	471
経常利益	22,388	14,221
特別利益		
固定資産売却益	4	1
投資有価証券売却益	-	105
特別利益合計	4	106
特別損失		
固定資産除売却損	28	118
関係会社清算損	12	-
特別損失合計	41	118
税金等調整前四半期純利益	22,351	14,209
法人税、住民税及び事業税	6,959	2,976
法人税等調整額	142	1,160
法人税等合計	7,102	4,137
四半期純利益	15,249	10,072
非支配株主に帰属する四半期純利益	47	60
親会社株主に帰属する四半期純利益	15,202	10,012



【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
四半期純利益	15,249	10,072
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	142	919
為替換算調整勘定	△2,080	△5,025
退職給付に係る調整額	95	110
その他の包括利益合計	△1,842	△3,996
四半期包括利益	13,407	6,076
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	13,401	6,098
非支配株主に係る四半期包括利益	6	△22

【注記事項】

(追加情報)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
「繰延税金資産の回収の可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

当社顧客の提携リース会社等からのファイナンスに対する保証

前連結会計年度 (平成28年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)	
㈱小川建機	454百万円	㈱小川建機	388百万円
㈱オートレント	272 "	㈱オートレント	297 "
㈱長尾レッカー	227 "	㈱長尾レッカー	200 "
その他198社	3,968 "	その他177社	3,544 "
合計	4,922百万円	合計	4,429百万円

※2 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
受取手形裏書譲渡高	16百万円	一百万円

※3 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
受取手形	一百万円	1,287百万円
支払手形	— "	774 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
減価償却費	2,015 百万円	2,307百万円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,519	12.00	平成27年3月31日	平成27年6月25日	利益剰余金
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	1,646	13.00	平成27年9月30日	平成27年12月4日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,646	13.00	平成28年3月31日	平成28年6月27日	利益剰余金
平成28年10月31日 取締役会	普通株式	1,646	13.00	平成28年9月30日	平成28年12月6日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日本	欧州	米州	計				
売上高								
外部顧客への売上高	88,378	18,985	29,419	136,782	12,965	149,748	—	149,748
セグメント間の内部売上高 又は振替高	29,796	12,488	232	42,517	222	42,739	△42,739	—
計	118,175	31,473	29,651	179,300	13,187	192,488	△42,739	149,748
セグメント利益	20,265	969	1,921	23,156	356	23,513	△995	22,517

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アジア及びオセアニア等の現地法人の事業活動を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額には、主なものとして、セグメント間未実現利益調整額△1,012百万円が含まれております。

3 セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

重要な変動はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

Ⅱ 当第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日本	欧州	米州	計				
売上高								
外部顧客への売上高	80,838	16,784	19,451	117,074	10,946	128,020	—	128,020
セグメント間の内部売上高 又は振替高	14,699	13,213	111	28,023	278	28,302	△28,302	—
計	95,537	29,998	19,562	145,098	11,224	156,322	△28,302	128,020
セグメント利益	11,091	1,064	270	12,426	331	12,757	1,417	14,175

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アジア及びオセアニア等の現地法人の事業活動を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額には、主なものとして、セグメント間未実現利益調整額 1,407百万円が含まれております。

3 セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

重要な変動はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	120円03銭	79円07銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	15,202	10,012
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	15,202	10,012
普通株式の期中平均株式数(千株)	126,648	126,627

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

## 2 【その他】

第69期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)中間配当については、平成28年10月31日開催の取締役会において、平成28年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- ① 配当金の総額 1,646百万円
- ② 1株当たりの金額 13円00銭
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成28年12月6日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年2月3日

株式会社タダノ  
取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	田	明	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	越	智	慶	太	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タダノの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タダノ及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。



**【表紙】**

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年2月13日
【会社名】	株式会社タダノ
【英訳名】	TADANO LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 多田野 宏 一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	香川県高松市新田町甲34番地
【縦覧に供する場所】	株式会社タダノ東京事務所 (東京都墨田区亀沢2丁目4番12号)  株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長多田野 宏一は、当社の第69期第3四半期（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。